

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(東部クリーン・一ノ谷)

監査実施期日： 令和3年6月9日

監査結果報告： 令和3年6月18日

1 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
1 全体 - 誤字脱字や記載漏れ、押印・収受印漏れ等のうち、軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完、訂正されたい。 2 服務関係 - 時間外命令簿において、勤務時間等確認欄下の休憩時間欄に記載漏れがあったので補完されたい(R2・クリーン)。 3 物品購入関係 - 物品購入関係において、①イワキポンプ部品購入について、見積調書の開封者及び立会者の押印漏れがあった。契約事務の透明性、公平性の確保の観点から、適正に見積合わせを行うこと(R2・クリーン)。②契約保証金の取り扱いについて、規定の引用がないものが複数見受けられた(LPガス、HCL計試薬、ポリテツ、苛性ソーダ)。契約保証金を免除する場合は、契約伺い及び契約締結報告の起案に根拠規定を明記されたい(R2,R3・クリーン、一ノ谷)。また、ストーカー自動給油装置オイル購入について、契約書の契約保証金の項目を「なし」と記載しているが、契約規則第38条第1項各号いずれか1つを適用することによって免除となるので、「なし」ではなく「免除」と記載されたい(R2・クリーン)。 4 業務委託関係 - 業務委託契約関係において、①沈下量測定業務について、請書約款の遅延利息の率に誤りがあった。書類を受理する際には十分確認し、不備がある場合は業者指導に当たられたい(R2・一ノ谷)。②契約保証金の取り扱いについて、契約保証金の免除の記載がないものや根拠規定の引用がないものが複数見受けられた(既設井戸用水設備引き上げ調査業務、沈下量測定業務ほか)。契約保証金を免除する場合は、契約伺い及び契約締結報告の起案に根拠規定を明記されたい(R2,R3・クリーン、一ノ谷)。③既設井戸用水設備引き上げ調査業務につ	- 補完、訂正し、職員へ周知しました。 - 補完、訂正し、職員へ周知しました。 ①補完、押印し以後適正に執行するよう職員へ周知しました。 ②職員へ周知し、以後適正に執行します。 ①職員へ周知し、以後適正に執行します。 ②組合契約規則を遵守し、以後適正な事務処理を行います。 ③以後適正な事務処理に努め、不足書類の補完しました。	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(東部クリーン・一ノ谷)

監査実施期日: 令和3年6月9日

監査結果報告: 令和3年6月18日

2 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
いて、消費税に関する届出書の提出がなく、契約締結報告の起案が行われていなかったため、適正に事務処理されたい(R2・クリーン)。 ④着手届及び業務工程表、管理技術者等通知書の提出期限を遵守していないものが複数見受けられた(脱臭装置プレフィルター入替業務、精密機能検査業務ほか)。事務処理の時系列を整理すると、着手届及び業務工程表は契約締結後10日以内に発注者へ提出となるが、管理技術者等通知書は着手日前までに着手届及び業務工程表と併せて提出となる。着手届に記載されている着手日を確認すると、着手日が履行期間の始期と同日でかつ契約締結日の翌日となっていることから、收受日は契約締結日となる(R2,R3・クリーン、一ノ谷)。また、計装設備保守点検業務について、着手届及び業務工程表、管理技術者等通知書が提出されていないので、補完されたい(R3・一ノ谷)。 ⑤プラント定期点検整備業務の一部再委託承認願について、下請企業との下請契約の写しが提出されていないため、適正に事務処理されたい(R2・クリーン)。	④業務委託契約の規定に基づく事務処理の厳守、提出期限の遵守に努め、不足している書類は補完しました。 ⑤不足書類を補完しました。	
5 修繕・工事関係 - 修繕・工事関係において、①予定価格が10万円以上の修繕契約事務は工事請負契約に準じた取扱いとしているので、根拠規定は契約規則ではなく建設工事執行規則の規定を引用すること(R2,R3・クリーン、一ノ谷)。 ②契約保証金の取り扱いについて、契約保証金の免除の記載がないものや根拠規定の引用がないものが複数見受けられた。契約保証金を免除する場合は、契約伺い及び契約締結報告の起案に根拠規定を明記されたい(R2,R3・クリーン、一ノ谷)。 ③2号炉段差シュート耐火物修繕について、消費税に関する届出書の提出がなかったため、適正に事務処理されたい(R2・クリーン)。 ④着手届及び工事工程表、現場代理人等通知書の提出期限を遵守していないものが複数見受けられた。事務処理の時系列を整理すると、着手届及び工事工程表は契約締結後10日以内に発注者へ提出となるが、現場代理人等通知書は着手日前までに着手届及び工事工程表と併せて提出となる。着手届に記載されている着手	①職員へ周知し、以後適正に執行します。 ②職員へ周知し、以後適正に執行します ③補完済み、以後適正に執行するよう職員へ周知しました。 ④以後適正に執行するよう職員へ周知しました。	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(東部クリーン・一ノ谷)

監査実施期日： 令和3年6月9日

監査結果報告： 令和3年6月18日

3 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
日を確認すると、着手日が工期の始期と同日でかつ契約締結日の翌日となっていることから、收受日は契約締結日となる(R2・クリーン、一ノ谷)。 ⑤既設井戸揚水設備更新修繕について、受注者からコリンズ登録の依頼を受け、必要事項を記入して返送した事務処理及び登録内容確認書を受理した事務処理について、起案が行われていなかったため、適正に事務処理されたい(R2・クリーン)。 ⑥一部下請負承認願について、一部下請負確認書及び下請企業との下請契約の写しが提出されていなかった。受注者から一部下請負承認願と併せて提出される一部下請負確認書の内容を審査し、その結果を工事執行者に報告し、承認決定という事務の流れになるので、適正に事務処理されたい(R2・クリーン)。 ⑦完成検査復命書について、検査の内容欄の記載が不明瞭である。工事等検査執行要領第3条の規定に基づき、具体的な検査内容を記載すること。また、様式を加工し、検査の結果欄と工事等概要欄を一つにしているものが複数見受けられたため、規定様式を使用されたい(R2・クリーン)。	⑤職員へ周知し、以後適正に執行します。 ⑥補完済み、以後適正に執行します。 ⑦職員へ周知し、以後適正に執行します。	
6 支出負担行為・支出命令関係 支出負担行為・支出命令関係において、支出負担行為日に誤りはないが、支出負担行為の事務処理が契約締結日から1か月以上経過しているものが複数見受けられた(植栽管理業務、脱臭装置プレフィルター入替業務ほか)。また、支出負担行為の事務処理が完成検査終了以降に行われているものが複数見受けられた(空間線量計購入、ストーカー自動給油装置オイル交換、重量シャッター修繕ほか)。会計事務規則第39条第1項(別表第4)の規定により、支出負担行為として整理する時期は「契約締結するとき」とされている。予算執行の第一段階である支出負担行為は、法令や予算との適合を確認する重要な手続きであるため、適正に事務処理されたい(R2,R3・クリーン、一ノ谷)。	以後適正な事務処理を行い、法令遵守に努めるよう職員へ周知しました。	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(東部クリーン・一ノ谷)

監査実施期日： 令和3年6月9日

監査結果報告： 令和3年6月18日

4 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
7 処理手数料・実績関係 ・ 処理手数料・実績関係において、①令和3年4月2日調定のごみ処理手数料(後納分)について、摘要が「令和3年2月分」(過年度)となっており、起案中である。調定誤りの取り消し忘れと思われるので、確認の上速やかに対応されたい。また、今後は収入状況について定期的に確認し、再発防止に努めること(R3・クリーン)。②ごみ処理手数料(後納分)について、請求通知文書の発出月日に起案日と同日の記載があり、起案書の決裁日と比較すると決裁完了前に文書発送したようにも見て取れる。文書取扱規程第16条及び第21条の規定に基づき、文書発出等施行の手続きは決裁を経てから行い、文書発送日や事案処理日を施行日欄に記載すること(R2・クリーン)。	・ ①訂正事項を確認し対応しました。以後適正に執行するよう職員へ周知しました。 ・ ②補完済み、以後文書取扱規程に基き適正に執行するよう職員へ周知しました。	
8 現金出納簿 ・ 現金出納簿において、①6月22日及び23日受付のごみ処理手数料について、入金日欄に記載誤りがあった。受付日と同日の記載があるが、納入通知書兼領収書の金融機関領収印と照合すると、実際の入金日は6月24日であるので、適正に事務処理されたい(R2・クリーン)。②収納後10日以上経過してから入金しているものが散見されるが、公金管理の適正性を欠いている。会計事務規則第24条第2項ただし書きに基づき、収納した日から7日以内に処理されたい(R2・クリーン)。③6月1日受付の小動物処理手数料について、担当印欄、所属長印欄、入金確認印欄に押印漏れがあったので、適正に事務処理されたい(R2・クリーン)。	・ ①訂正事項を確認し補完しました。以後誤りのないよう職員へ周知しました。 ・ ②会計規則に基き速やかに処理するよう職員へ周知しました。 ・ ③補完、押印し以後適正に事務処理をするよう職員へ周知しました。	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。